

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 36,884千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 583,110千円

(単位:千円)

事業区分名		平成27年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	298,658	34,664	263,994	150,285		1,000	112,709	7,129
	老人費	269,435	159	269,276	15,439	400	11,381	242,056	15,311
	児童措置費	262,440	43,290	219,150	108,306	4,400	18,529	87,915	5,561
保健衛生	保健衛生費	174,196	31,523	142,673	1,191	0	1,052	140,430	8,883
合計		1,004,729	109,636	895,093	275,221	4,800	31,962	583,110	36,884

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分